

3. 審査方法

(1) 審査の手順

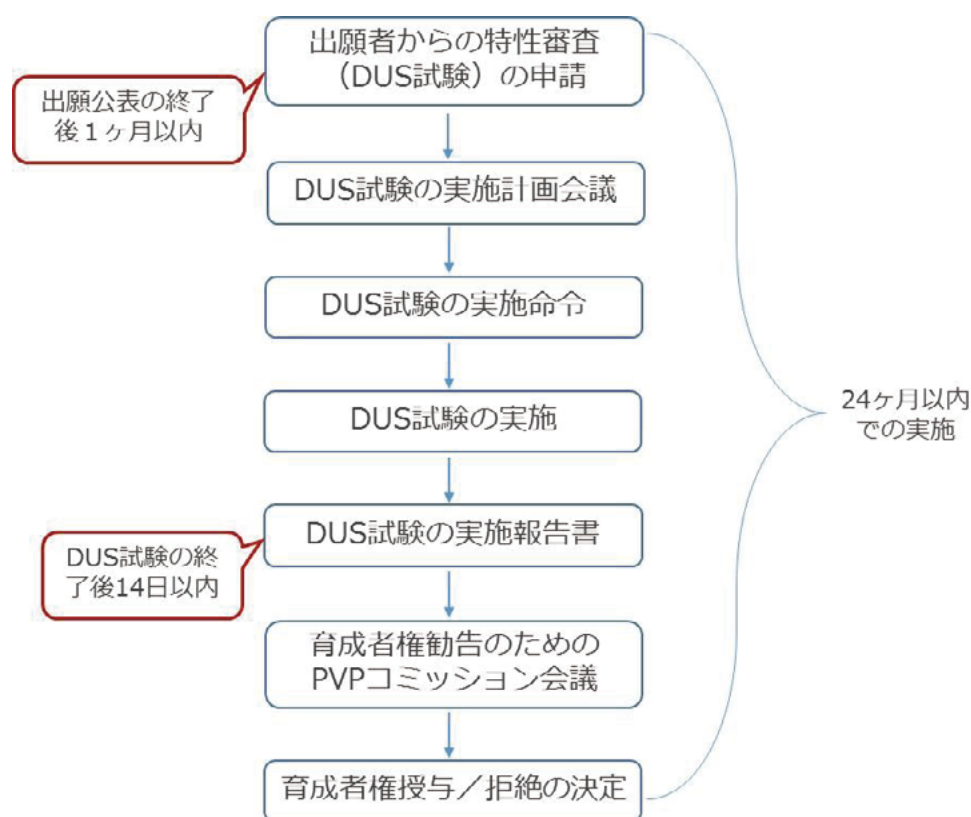
第9図に示したような流れで審査が行われる。

出願公表終了後1ヶ月以内に出願者から特性審査（DUS 試験）の審査請求申請が出される。この申請を受けた後、育成者も立ち会い DUS 試験の実施計画が検討され、試験区の設計、栽培方法、実施費用等が検討される。また、この後出願者は供試植物材料の提出や審査費用等を支払う。海外からの出願の場合は、PVP コンサルタントが代理者として立ち会うことができる。ここで、議論した内容は DUS 試験の実施マニュアルとしても用いられる。

DUS 試験は、1 ライフサイクルの実施で特性が確認できれば、1 回の実施のみで審査が終了するが、栽培などが失敗した時はもう一回実施することができる。

DUS 試験の実施後は、14 日以内に報告書にまとめて PVP 委員会に提出し評価内容がチェックされ、新品種としての要件が満たされれば育成者権を得ることができる。

出願公表終了後から育成者権の受領までは最大で24ヶ月を期限としているが、病気の蔓延、洪水や干ばつなどの天候不順などやむを得ない場合は、期限を延長することができる。



第9図 特性審査（DUS 試験）の手順

(2) 審査基準

インドネシアの審査基準は、現在作成中のものまで含めると 110 種あり 77 種類が承認済みで電子ファイルもあるが、これらは現在公開されていない（下記第 3 表参照）。旧 web サイトの時にハッキング等があり審査基準のサイトは現在閉じられたままになっている。新しい web サイトになってはいるが、いつ開示するかなどは現在協議中である。審査基準を入手するには、PVP 事務所に申請する。出願された植物種の審査基準がない場合は、UPOV や海外の審査基準などを使う。日本のものも使用可能。毎年、5 種類ぐらいの審査基準の作成を行っている。

これまでの審査基準のうち、UPOV の審査基準を元に作成したもの 67、独自に作成したもの 17 の他に、東アジア植物品種保護フォーラム（EAPVP Forum）で調和して作成したものが 7 ある。また、審査基準とは別に審査官が審査を行うための実施マニュアルなどもあるとのことである。

植物の種類別では、野菜の審査基準が一番多く、次に工芸作物が多い（第 3 表）。きのこ類も 1 種類ありそれはヒラタケであり、別表によれば電子ファイルもあることになっている。

第 3 表 植物種毎の審査基準数

植物種	審査基準数
農作物	5
果樹	1 6
工芸作物	3 1
野菜	4 1
きのこ類	1
合計	1 1 0

(3) 特性審査（DUS 試験）の方法

1) 栽培試験（Growing test）

PVP 事務所の審査官等が DUS Testing Station において、出願品種と最も似ていると思われる対照品種及び試験のための標準品種を同時に栽培して、植物体の各形質の観察、評価を行う試験であり、新品種の要件である区別性（D）、均一性（U）、安定性（S）の評価を行う最も一般的な評価方法である。

PVTPP Center は、2014 年に西ジャワ州レンバンに自前の DUS Testing Station（栽培試験場）を開設し、主に高地栽培向け植物の試験、審査を行っている。これまでに、14 種の植物の栽培試験を実施している。植物種は、トウガラシ、バレイショ、キュウリ、インゲンである。

栽培試験用の種苗の提出における解説書などは特にないが、事前に審査官が出願者と協議して、種苗の状態や要件などを確認してから提出してもらっている。対照品種の選定は審査官が責任を

負うが時には出願者からの協力も得ながら行っており、種苗の入手等の経費は PVTTP Center が負う。

なお、育成者が栽培試験中に試験ほ場に立ち入ることは許可されない。

2) 現地調査 (Breeder testing/On-site examination)

出願者のほ場等において、審査官の指示に従って出願者等が栽培した出願品種や対照品種について品種の特性等を調査するもの。

主に、低地及び中高地栽培向け植物については、この方法で栽培試験及び審査を行う。栽培期間中に審査官が 1～3 回ほど現地を訪れて調査を行う。現地調査の実施経費は審査官の旅費等も含めて出願者が負担する。

調査、審査方法においては、植物の栽培を一栽培期間を通して行う手法 (Single phase/stage) と植物の生育ステージをいくつかにずらし、並行して栽培を行う手法 (Multi phase/stages) があるが、通常は 1 作通して栽培を行う手法で実施する。Multi phase/stages は、審査官が現地に赴く回数を減らすということが主な目的である。

対照品種の選定は、主に育成者が行うが審査官からも指示がでる。

現地調査を行っている出願者、育成者権者でもある種苗会社によれば、現地調査を行う上での問題点は、栽培期間中の病害防除対策であるらしい。また、審査官からの要求も厳しいらしく、民間種苗会社からはもう少しゆるくしてもらいたいとの要望も聞かれた。

3) 書類審査 (Document examination)

出願者が実施した詳細な調査報告書等の資料調査により特性審査が可能な場合には、栽培試験及び現地調査を行わずに審査を行うことも可能である。インドネシアで十分に栽培できない植物や亜熱帯植物などが対象となり、ほとんどが海外から出願されたものを想定している。また、審査協力などに基づき実施された他国での審査結果報告書なども利用可能となっている。

既に、欧州品種庁 (CPVO) とは協定を締結しており、りんごにおいては CPVO の審査結果報告書を利用しての審査が可能となっている。

(4) 品種のモニタリング

新品種として登録され育成者権を取得した後もこれらの品種の特性確認のためにモニタリング制度がある。育成者権を取得してから一年生植物は 3 年間、多年生植物は 5 年間品種の特性確認のためにモニタリングが行われる。特に、均一性と安定性の確認が行われる。

モニタリングの実施経費は PVP 事務所が全て負担する。

（５） DUS 試験の費用

2-（３）PVP 関連費用を参照。

（６） 審査官の業務

審査官は 15 名で主な業務は、出願書の内容の審査と補正、DUS 試験の実施、審査基準の作成、登録された品種のモニタリングの実施等である。審査官としての要件は、育種、農学、生物科学分野の学士以上で、DUS 試験の技術的アシスタントを 1 年以上行い、植物品種保護制度と DUS 試験の研修の受講証書を有しているものである。

出願書の内容の審査と補正においては、30 日以内に育成経過、品種に関する情報、名称など出願書の内容をチェックし修正があれば出願者に通知する。

DUS 試験の実施では、実施方法、最も似ていると思われる対照品種、試験実施場所、実施時期などを選定し、これらを実施計画会合において提案する。DUS 試験においては、ほ場において各形質の観察、計測、必要な形質の写真撮影、必要なら実験室での調査、収集データの統計処理、階級値設定表の作成などを行い、形質の評価を実施し最終的に報告書にまとめる。報告書の内容は PVP 委員会の場で議論される。

審査基準の作成においては、標準品種の選定、UPOV や他の審査機関から参考となる審査基準の探索も行い、ほ場において実際の植物体の各形質を観察して有用な形質を選定するとともに、研究所や大学などの当該植物の専門家からの助言も得て審査基準案を作成し、PVP 委員会において議論される。

実際の業務においては、取りまとめの審査官が 1 チーム 2 ～ 3 名の審査官からなる担当審査官チームを決めて業務にあたる。

（７） PVP 委員会

審査官により特性審査の報告書が提出された後に、PVP 委員会により審査内容が検討される。

PVP 委員会は、PVP 事務所が事務局となり、大学の教授や各農業関係の研究所の研究員など植物の専門家など 8 名の委員から成り、特性審査の報告書の内容について審査官から説明を受けて内容を審議し、特性審査内容についての勧告等を行う。これまでも特性審査の結果内容が覆ったことなどもあるらしい。

（８） 審査についてその他事項

- ・ 審査により拒絶されるのは新規性がないことが多い。
- ・ 育成者が出願品種のオリジナルを保存しておき、必要であればそれらを提示する必要がある。PVP 事務所でも要請があれば保管することもでき、保管経費は無料である。